

真駒内中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに ~いじめは絶対に許されない、許さない

いじめとは、「子どもが一定の人間関係のあるものから、心理的・身体的・物理的に攻められたことで精神的な苦痛を感じている状態」を指す。

いじめは、登校拒否や自殺にまで発展する可能性のある問題であり、未然防止・早期発見・早期対応が何より肝要である。

いじめは、どの子どもにも起こりうる。(被害者としてだけでなく、加害者にも。)

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、将来に渡って傷跡を残す。

いじめは、教師や保護者の目の届かないところで行われていることが多い。

以上3点を全教職員で再確認し、本校の教育活動全体を通して「いじめは絶対に許されない」「許さない」姿勢を貫くことが大切である。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめを起こさない・起こしづらい・起こす気をもたないもたせない生活環境づくりを。

基本方針策定の目的は、真駒内中学校での「いじめゼロ」を目指すことにある。それにはまず学校という場で、いじめを「起こさない」「起こしづらい」「起こす気を持たせない」生活環境をつくるのがポイントとなる。

いじめ未然防止の取組は、未来を担う子ども達に「人として大切なことを考える場面を多くつくること」「一人一人が安心して生活できる居場所をつくること」そして、その中で「人として胸をはって生きる自分を形づくる支援をすること」でもある。

したがって、学校独自の取組だけではなく、保護者や地域、学校関係者や関連機関とも十分に連携して取り組む必要がある。



〔計画的な取組〕 4領域での指導

道徳を初めとする4領域(教科・学活・道徳・総合)の取組の中で「命の大切さ」「自己肯定感や自己有用感」「規範意識や思いやり(他者を認め大切にできる)の心」等を繰り返し指導・醸成する。「道徳」の時間を核とする体系的な道徳的指導による、生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」が、いじめの未然防止のカギである。

〔計画的な取組〕各種調査や教育相談と生徒による未然防止活動促進

- ア 教育相談アンケートの計画的実施（状況により臨時アンケートの実施）
- イ 教育相談の実施
- ウ 学級集団アセスメント調査（Hyper-QU）の実施と活用（潜在的な心理の検証）
- エ 学校評価アンケート（保護者・生徒・教師生活アンケート）結果の活用
- オ 全国学テ 質問紙調査結果の活用
- カ 各種結果を踏まえた生徒主体の「いじめ未然防止活動」の促進（健育と連携した標語等）

〔計画的な取組〕生徒理解の研修

- ア 生徒理解のための研修会の実施
- イ ケーススタディ（過去の事例検証）による予防的対応の研修会議の実施
- ウ 定期的な会議（学年・分掌・職員会議）での情報交流

〔日常的な取組〕全教職員による日々の見とりと情報交流

いじめの早期発見という点においては、上記 ～ の計画的な取組以上に、以下のような日常的な取組が最も有効である。日常生活の中に「兆候」として現れるものを見逃さずに学校としての早期対応をすることができる組織であることが重要である。

- ア 日々の観察（生徒につく指導）
- イ 細やかな声かけ（関係づくり） ほうれんそうにんじん
- ウ 少しの変化を見逃さない情報の共有（報告・連絡・相談・確認・迅速）
- エ 複数の教職員での確認（より多くの情報収集による事実確認）
- オ いじめの兆候に対する組織的な初期対応

〔日常的な取組〕インターネット上でのいじめ対応

生徒がケータイ、スマホ等を相当数保有する本校においては、過去の事例も鑑み、最重点課題の一つである。

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他インターネットの特性を踏まえて、ライン・ツイッター他、SNS・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会など必要な啓発活動を行うことが重要である。

- ア 家庭への啓発活動
 - ・携帯電話の利用方法、フィルタリング等、保護者に向けての啓発資料の配付
 - ・PTA集会や懇談での啓発活動と協力要請
- イ 生徒への情報モラル教育の推進
 - ・道徳の時間を核とした啓発活動（外部講師や道警とのTT等の積極活用）
- ウ 教職員全体での積極的な研修会等での研修内容の共有
- エ 上記 による「生徒の会話」や保護者・地域とも連携した情報収集と共有

〔計画的かつ日常的な取組〕保護者や地域等との連携による関係づくり

地域で生まれ、家庭・学校・地域で見守られながら育ち、地域社会で活躍する子ども達を育てるためには、保護者や地域と連携し、生徒達一人一人に「自分たちは、見守られ大切に思われている存在であること、人とのつながりの中で生きているかけがえのない存在であること」を自覚させ、自己肯定感や自己有用感を育むことが必要となる。

子ども同士、大人同士の関係を円滑に保つ協働体制の中で、生徒たちに「自他の生命を尊重する」心を育てることが、いじめの未然防止の第一歩である。

3 いじめの早期発見・早期対応

「小さな変化」を見逃さない 「一人の気づき」を素早く共有 「チーム」で対応。

いじめ情報の把握（早期発見）

- ア 授業や学活での観察やコミュニケーションによる情報
 - イ 授業外での「生徒につく指導」による観察やコミュニケーションによる情報
 - ウ 計画的なアンケートや教育相談からの情報
 - エ 保護者・地域からの情報
 - オ 学校関係者（SCやSSW含む）や関連機関（近隣の小中含む） etc
- いじめの追跡調査によると、いじめの被害者・加害者は、学期や学年の進行とともに大きく入れ替わることが指摘されている。いじめの対象となりそうな生徒の予見に頼ることなく、常に全生徒に注意を注ぎ、全員を対象とした取組をおこなうべきである。
- どんな小さな変化や兆候にも気づくためには、これまでの経験による「～だろう」ではなく「～かもしれない」という意識改革が必要である。
- いじめ加害に影響する3要因を踏まえた観察と情報収集が効果的である。（国立教育政策研究所）
- 友人ストレッサー（ストレスをもたらす要因：勉強、教師、家族、友人等 いじめ加害に最も影響）
 - 競争的価値観（これが強いほど各ストレッサーを感じやすくなる）
 - 不機嫌怒りストレス（強いストレッサー 不機嫌怒りストレス いじめ加害へ）
- ↓
- これら3要因への適切な働きかけ（良好な関係づくり）が未然防止のカギ！

正確な事実確認

- ア 「生徒の小さな変化」「一人の気づき」という情報を素早く共有
 - イ 素早い初動（いじめ行為はその場で指導、気づきにはまず声かけ）
 - イ 「生徒の小さな変化」「一人の気づき」を複数の教職員で確認
 - ウ 全教職員での「観察の意識化」と早期対応へ
- ↓

チームづくりと指導方針の決定

ア～エの順は状況により臨機応変に。

- ア 状況に応じた特別委員会等の招集
 - いじめ防止対策委員会（いじめ対応の核）
 - 学びの支援委員会（いじめ、不登校、問題行動等の対策）
 - 生徒指導部＋学年 etc
 - イ 分担と対応の方向性の決定
 - 生徒への指導・支援の担当と方向性（アンケートや個人懇談の必要性も含む）
 - 保護者との連携担当と方向性（関係保護者を中心に）
 - 教育委員会・地域・関連機関との連携担当と方向性
 - その他との連絡対応担当
 - ウ 全教職員での正確な情報の周知と共通理解
 - エ 教育委員会、関連機関との連携
- ↓

できる限り早期の対応

- ア 被害生徒への対応（事実の確認とともに心のケア：教育的配慮がなされた支援と指導）
- イ 加害生徒への対応（事実の確認とともに道徳的指導）
- ウ 保護者との連携（関係保護者双方に事実を伝え、理解と協力の要請）
- エ 必要に応じてSCやSSWの要請、連携対応
- オ 教育委員会、関連機関との連携

4 いじめの再発防止の取組

事例の記録と検証による「いじめ防止対策」の修正とよりよい生活環境づくりへ。

再発防止に向けての反省と修正

- ア 一連の動きを「事例」として記録
- イ 反省と検証（改善・引継事項の確認）、反省内容を加味したいじめ防止策の修正
- ウ 研修会での「事例」研究

再発防止に向けての指導

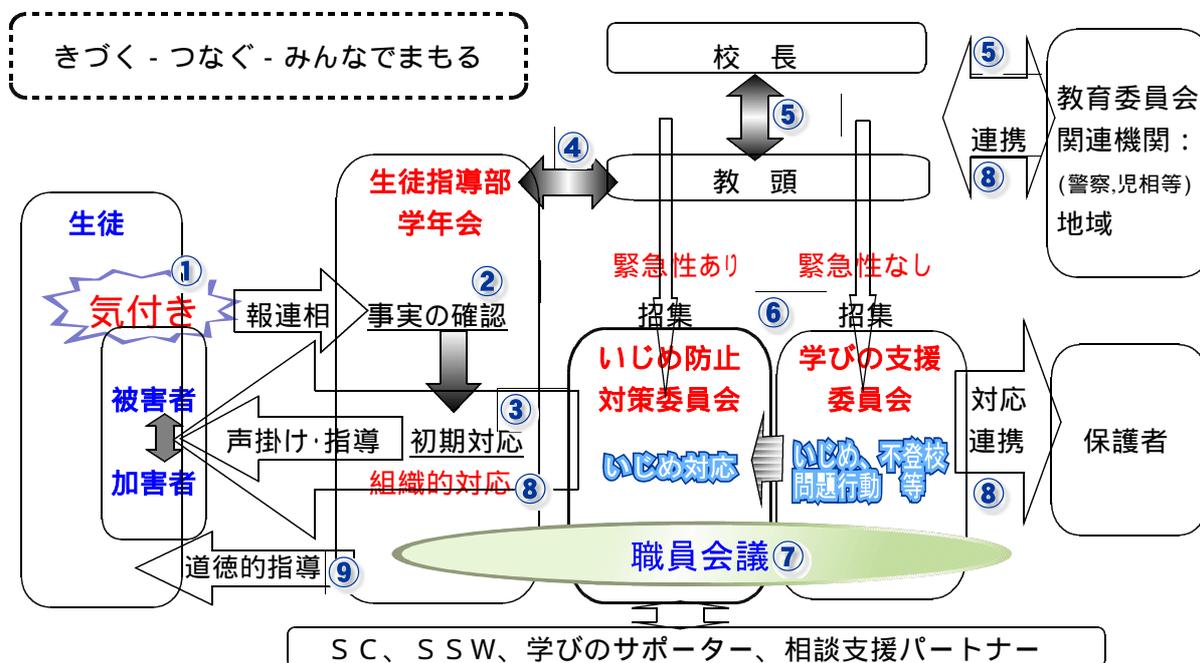
- ア 被害生徒への対応（事後観察と心のケア）
- イ 加害生徒への対応（事後観察）
- ウ 一般生徒への道徳指導

保護者への協力を再要請

- ア 被害・加害生徒保護者への最終報告とレポート
- イ 一般保護者への教育的配慮がなされた事実の報告
- ウ 情報提供や学校目標達成のための諸活動への協力を再要請

5 いじめに対する指導・対応の組織

いじめ防止対策委員会を筆頭に、状況に応じた「チーム」としての素早い対応を。



いじめ防止対策委員会【特別委員会：いじめ防止対策の核】構成メンバー

- ：学校長、教頭、教務、生徒指導、特別支援コーディネーター、学年、関係担任、養護教諭、SC
- その他、必要に応じてSSWや巡回相談員等の協力要請、外部機関との連携